

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づき
和歌山県が通行上支障がないと認める基準

(目的)

第 1 この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可（以下「当該許可」という。）について、公益上必要な建築物で特定行政庁である和歌山県が通行上支障がないと認める判断をするにあたり、必要な事項を定め、適正な法の運用を図ることを目的とするものである。

(建築物の用途)

第 2 計画建築物は、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 和歌山県内建築基準法取扱い集に例示するもの
- (2) その他知事が認めるもの

(建築物の位置)

第 3 建築物の位置は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 通過のための歩行者、自動車等の通行上支障がないこと。
- (2) 当該道路に接する土地利用のための通行上支障がないこと。
- (3) 避難及び消防活動等に支障がないこと。

(建築物の構造、規模等)

第 4 建築物の構造、規模等は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 日照、採光、通風等の周辺の環境に支障がないものであること。
- (2) 周辺の建築物の安全上、防火上、衛生上の利便を妨げないこと。

(維持管理)

第 5 計画建築物は、通行上支障がないよう適正に維持管理が行われるものでなければならない。

(関連法)

第 6 当該許可を受けようとする者は、道路法、道路交通法、都市計画法等の関係法令について、必要な措置の確認や協議等を適切に行わなければならない。

附則

この基準は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日から適用する。